

定款の変更の案及び規約の変更の案

H 2 4 . 5 . 2 5 (金) 通常総会提出案

1. 定款の変更の案 公益社団法人

2. 定款の変更の案 一般社団法人

3. 定款の変更の案変更履歴

公益社団法人 → 一般社団法人

4. 規約の変更の案 公益社団法人

5. 規約の変更の案 一般社団法人

6. 規約の変更の案変更履歴

公益社団法人 → 一般社団法人

(社)熊本県建築士会

新公益法人移行に伴う定款の変更の案及び規約の変更の案について

平成18年6月に公益法人制度改革関連3法が公布され、民法によって規定されていた本会（社団法人）は、平成25年11月30日までに新法に基づく公益社団法人か一般社団法人に移行することになります。

本会では、平成20年5月の通常総会にて公益社団法人申請に向けて準備を進めることが決議され、作業を進めてきました。

新公益法人移行に向けて定款を変更することが必要になります。

この度、「定款の変更の案」及び「規約の変更の案」がまとまりましたのでお知らせいたします。

この「定款の変更の案」及び「規約の変更の案」は、平成24年5月25日開催の通常総会にて提案し承認を求めるものです。

ご意見等ございましたら本会事務局（担当：芳井）までお寄せくださるようお願い申し上げます。

なお、本会は公益社団法人への移行を申請しますが、その認定は、民間有識者からなる合議制の機関、熊本県公益認定等審議会が判断することとなります。

県担当窓口との事前相談では、公益か一般かの判断ができないため、通常総会に提案する「定款の変更の案」は、公益社団法人定款案と一般社団法人定款案を提出いたします。そのため両方の「定款の変更の案」を記載いたします。

平成24年5月1日

社団法人 熊本県建築士会
事務局

電話 096-383-3200

FAX 096-383-1543

1. 定款の変更の案

公益社団法人

H 2 4 . 5 . 2 5 (金) 通常総会提出案

定款項目一覧 A 1 0

第 1 章 総則

- 第 1 条 名称
- 第 2 条 事務所

第 2 章 目的及び事業

- 第 3 条 目的
- 第 4 条 事業

第 3 章 会員

- 第 5 条 法人の構成員
- 第 6 条 会員の資格の取得
- 第 7 条 経費の負担
- 第 8 条 任意退会
- 第 9 条 除名
- 第 10 条 会員資格の喪失

第 4 章 総会

- 第 11 条 構成
- 第 12 条 権限
- 第 13 条 開催
- 第 14 条 招集
- 第 15 条 議長
- 第 16 条 議決権
- 第 17 条 決議
- 第 18 条 議事録

第 5 章 役員等

- 第 19 条 役員の設置
- 第 20 条 役員の選任
- 第 21 条 理事の職務及び権限
- 第 22 条 監事の職務及び権限
- 第 23 条 役員の任期
- 第 24 条 役員の解任
- 第 25 条 役員の報酬等
- 第 26 条 責任の一部免除
- 第 27 条 顧問及び相談役

第 6 章 理事会

- 第 28 条 構成
- 第 29 条 権限
- 第 30 条 招集
- 第 31 条 議長
- 第 32 条 決議
- 第 33 条 議事録

第 7 章 会計

- 第 34 条 事業年度
- 第 35 条 事業計画及び収支予算
- 第 36 条 事業報告及び決算
- 第 37 条 公益目的取得財産
残額の算定
- 第 38 条 株式（出資）の
議決権の行使

第 8 章 支部

- 第 39 条 支部

第 9 章 委員会及び部会

- 第 40 条 委員会及び部会

第 10 章 事務局

- 第 41 条 設置等

第 11 章 定款の変更及び解散

- 第 42 条 定款の変更
- 第 43 条 解散
- 第 44 条 公益認定の取り消し
等に伴う贈与
- 第 45 条 残余財産の帰属

第 12 章 公告の方法

- 第 46 条 公告の方法

附則

- 別表 1 附則（附則 2 関係）

公益社団法人 熊本県建築士会 定款の変更の案 A10

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人熊本県建築士会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を熊本県熊本市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、会員の協力によって建築士の品位の保持及び業務の進歩改善に努め、もって建築文化の進展を図り、広く社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 建築士の技能向上に関する事
- (2) 建築に関する調査研究、普及宣伝及びその改善
- (3) 景観まちづくり及び地域貢献活動
- (4) 講演会、講習会及び研修会等の開催
- (5) 官公庁等からの業務委託に関する事
- (6) 一級建築士登録等事務の受付等業務
- (7) 二級建築士等登録事務
- (8) 前各号に関する印刷物の刊行及び頒布
- (9) 熊本県建築士会館の賃貸及び施設の貸与
- (10) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、熊本県において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 本会の事業に賛同して入会した建築士の資格を有する者
- (2) 準会員 本会の事業に賛同して入会した建築士の資格取得を目指す者
- (3) 賛助会員 本会の事業に賛同して入会した個人又は団体
- (4) 特別会員 本会の事業遂行に協力を求める者、又は建築に関する学識経験のある者であつて、理事会が推薦し入会した者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準
- (5) 理事及び監事に対する費用の弁償の基準
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した会長は、前項の議事録に署名し、又は記名押印しなければならない。

第5章 役員等

(役員を設置)

第19条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上30名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

3 本会の監事には、本会の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

4 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、10名以内を常務理事とする。

5 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 5 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項の支払基準については、総会の決議を経て定める。

(責任の一部免除)

第26条 本会は、役員が法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除した額を限度として、免除することができる。

(顧問及び相談役)

第27条 本会に任意の機関として、顧問及び相談役を置くことができる。

- (1) 顧問 3名以内
- (2) 相談役 3名以内
- 2 顧問は、会長の職にあった者で功績きわめて顕著な者とする。
- 3 相談役は、副会長又は常務理事の職にあった者で、功績きわめて顕著な者とする。
- 4 顧問及び相談役は、次の職務を行う。
 - (1) 会長の相談に応じること

- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- 5 顧問及び相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 6 顧問及び相談役の報酬は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会においては、会長が、その議長となる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、当該理事会において理事の中から議長を選出する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印しなければならない。

第7章 会計

(事業年度)

第34条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 本会の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第37条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第5号の書類に記載するものとする。

(株式（出資）の議決権の行使)

第38条 本会が保有する株式（出資）について、その株式（出資）の発行会社に対して株主等としての権利を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事総数（理事現在数）の3分の2以上の承認を要する。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式
- (3) 株主配当増資への応募
- (4) 株主宛配付書類の受領

第8章 支部

(支部)

第39条 本会は、理事会の決議によって熊本県内の必要な地域に支部を置くことができる。

- 2 支部の任務、設置地域及び運用に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第9章 委員会及び部会

(委員会及び部会)

第40条 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により、委員会及び部会を設置することができる。

- 2 委員会及び部会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任し、会長が委嘱する。

- 3 委員会及び部会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

- 第41条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

- 第43条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

- 第44条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

- 第45条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

- 第46条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は、別表1のとおりとする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条

第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 社団法人熊本県建築士会の定款は、前項に定める解散の登記の日に廃止する。

別表1 附則（附則2関係）

役員	氏名
会長（代表理事）	

2. 定款の変更の案

一般社団法人

H 2 4 . 5 . 2 5 (金) 通常総会提出案

定款項目一覧 C 1

第1章 総則

- 第1条 名称
- 第2条 事務所

第2章 目的及び事業

- 第3条 目的
- 第4条 事業

第3章 会員

- 第5条 法人の構成員
- 第6条 会員の資格の取得
- 第7条 経費の負担
- 第8条 任意退会
- 第9条 除名
- 第10条 会員資格の喪失

第4章 総会

- 第11条 構成
- 第12条 権限
- 第13条 開催
- 第14条 招集
- 第15条 議長
- 第16条 議決権
- 第17条 決議
- 第18条 議事録

第5章 役員等

- 第19条 役員の設置
- 第20条 役員の選任
- 第21条 理事の職務及び権限
- 第22条 監事の職務及び権限
- 第23条 役員の任期
- 第24条 役員の解任
- 第25条 役員の報酬等
- 第26条 責任の一部免除
- 第27条 顧問及び相談役

第6章 理事会

- 第28条 構成
- 第29条 権限
- 第30条 招集
- 第31条 議長
- 第32条 決議
- 第33条 議事録

第7章 会計

- 第34条 事業年度
- 第35条 事業計画及び収支予算
- 第36条 事業報告及び決算
- 第37条 公益目的取得財産
残額の算定

第8章 支部

- 第38条 支部

第9章 委員会及び部会

- 第39条 委員会及び部会

第10章 事務局

- 第40条 設置等

第11章 定款の変更及び解散

- 第41条 定款の変更
- 第42条 解散
- 第43条 残余財産の帰属

第12章 公告の方法

- 第44条 公告の方法

附則

- 別表1 附則（附則2関係）

一般社団法人 熊本県建築士会 定款の変更の案 C1

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人熊本県建築士会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を熊本県熊本市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、会員の協力によって建築士の品位の保持及び業務の進歩改善に努め、もって建築文化の進展を図り、広く社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 建築士の技能向上に関すること
- (2) 建築に関する調査研究、普及宣伝及びその改善
- (3) 景観まちづくり及び地域貢献活動
- (4) 講演会、講習会及び研修会等の開催
- (5) 官公庁等からの業務委託に関すること
- (6) 一級建築士登録等事務の受付等業務
- (7) 二級建築士等登録事務
- (8) 前各号に関する印刷物の刊行及び頒布
- (9) 熊本県建築士会館の賃貸及び施設の貸与
- (10) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、熊本県において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 本会の事業に賛同して入会した建築士の資格を有する者
- (2) 準会員 本会の事業に賛同して入会した建築士の資格取得を目指す者
- (3) 賛助会員 本会の事業に賛同して入会した個人又は団体
- (4) 特別会員 本会の事業遂行に協力を求める者、又は建築に関する学識経験のある者であって、理事会が推薦し入会した者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準
- (5) 理事及び監事に対する費用の弁償の基準
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した会長は、前項の議事録に署名し、又は記名押印しなければならない。

第5章 役員等

(役員を設置)

第19条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上30名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

3 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、10名以内を常務理事とする。

4 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

5 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項の支払基準については、総会の決議を経て定める。

(責任の一部免除)

第26条 本会は、役員が法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除した額を限度として、免除することができる。

(顧問及び相談役)

第27条 本会に任意の機関として、顧問及び相談役を置くことができる。

(3) 顧問 3名以内

(4) 相談役 3名以内

2 顧問は、会長の職にあった者で功績きわめて顕著な者とする。

3 相談役は、副会長又は常務理事の職にあった者で、功績きわめて顕著な者とする。

4 顧問及び相談役は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

5 顧問及び相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。

6 顧問及び相談役の報酬は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会においては、会長が、その議長となる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、当該理事会において理事の中から議長を選出する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印しなければならない。

第7章 会計

(事業年度)

第34条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第37条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第5号の書類に記載するものとする。

第8章 支部

（支部）

- 第38条 本会は、理事会の決議によって熊本県内の必要な地域に支部を置くことができる。
- 2 支部の任務、設置地域及び運用に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第9章 委員会及び部会

（委員会及び部会）

- 第39条 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により、委員会及び部会を設置することができる。
- 2 委員会及び部会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任し、会長が委嘱する。
- 3 委員会及び部会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

（設置等）

- 第40条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第11章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は、別表1のとおりとする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 社団法人熊本県建築士会の定款は、前項に定める解散の登記の日に廃止する。

別表1 附則（附則2関係）

役員	氏名
会長（代表理事）	

3. 定款の変更の案 変更履歴

公益社団法人 → 一般社団法人

定款

公益から一般への変更履歴 A10 → C1

定款項目一覧 C1

第1章 総則

- 第1条 名称
- 第2条 事務所

第2章 目的及び事業

- 第3条 目的
- 第4条 事業

第3章 会員

- 第5条 法人の構成員
- 第6条 会員の資格の取得
- 第7条 経費の負担
- 第8条 任意退会
- 第9条 除名
- 第10条 会員資格の喪失

第4章 総会

- 第11条 構成
- 第12条 権限
- 第13条 開催
- 第14条 招集
- 第15条 議長
- 第16条 議決権
- 第17条 決議
- 第18条 議事録

第5章 役員等

- 第19条 役員の設置
- 第20条 役員の選任
- 第21条 理事の職務及び権限
- 第22条 監事の職務及び権限
- 第23条 役員の任期
- 第24条 役員の解任
- 第25条 役員の報酬等
- 第26条 責任の一部免除
- 第27条 顧問及び相談役

第6章 理事会

- 第28条 構成
- 第29条 権限
- 第30条 招集
- 第31条 議長
- 第32条 決議
- 第33条 議事録

第7章 会計

- 第34条 事業年度
- 第35条 事業計画及び収支予算
- 第36条 事業報告及び決算
- 第37条 公益目的取得財産
残額の算定
- ~~第38条 株式(出資)の
議決権の行使~~

第8章 支部

- ~~第39-38条 支部~~

第9章 委員会及び部会

- ~~第40-39条 委員会及び部会~~

第10章 事務局

- ~~第41-40条 設置等~~

第11章 定款の変更及び解散

- ~~第42-41条 定款の変更~~
- ~~第43-42条 解散~~
- ~~第44条 公益認定の取り消し
等に伴う贈与~~
- ~~第45-43条 残余財産の帰属~~

第12章 公告の方法

- ~~第46-44条 公告の方法~~

附則

- 別表1 附則(附則2関係)

公益一般社団法人 熊本県建築士会 定款の変更の案 C 1

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益一般社団法人熊本県建築士会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を熊本県熊本市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、会員の協力によって建築士の品位の保持及び業務の進歩改善に努め、もって建築文化の進展を図り、広く社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 建築士の技能向上に関する事
- (2) 建築に関する調査研究、普及宣伝及びその改善
- (3) 景観まちづくり及び地域貢献活動
- (4) 講演会、講習会及び研修会等の開催
- (5) 官公庁等からの業務委託に関する事
- (6) 一級建築士登録等事務の受付等業務
- (7) 二級建築士等登録事務
- (8) 前各号に関する印刷物の刊行及び頒布
- (9) 熊本県建築士会館の賃貸及び施設の貸与
- (10) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、熊本県において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 本会の事業に賛同して入会した建築士の資格を有する者

- (2) 準会員 本会の事業に賛同して入会した建築士の資格取得を目指す者
- (3) 賛助会員 本会の事業に賛同して入会した個人又は団体
- (4) 特別会員 本会の事業遂行に協力を求める者、又は建築に関する学識経験のある者であって、理事会が推薦し入会した者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

（構成）

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準
- (5) 理事及び監事に対する費用の弁償の基準
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した会長は、前項の議事録に署名し、又は記名押印しなければならない。

第5章 役員等

(役員を設置)

第19条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 20名以上30名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

- 2 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

~~3 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。~~

~~4 3~~ 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、10名以内を常務理事とする。

~~5 4~~ 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 5 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項の支払基準については、総会の決議を経て定める。

(責任の一部免除)

第26条 本会は、役員^のの法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除した額を限度として、免除することができる。

(顧問及び相談役)

第27条 本会に任意の機関として、顧問及び相談役を置くことができる。

(5) 顧問 3名以内

(6) 相談役 3名以内

2 顧問は、会長の職にあった者で功績きわめて顕著な者とする。

3 相談役は、副会長又は常務理事の職にあった者で、功績きわめて顕著な者とする。

4 顧問及び相談役は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

5 顧問及び相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。

6 顧問及び相談役の報酬は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会においては、会長が、その議長となる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、当該理事会において理事の中から議長を選出する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印しなければならない。

第7章 会計

(事業年度)

第34条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 本会の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、~~一般の閲覧に供~~するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

~~(6) 財産目録~~

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号~~及び~~第4号~~及び~~第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、~~一般の閲覧に供~~するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、~~一般の閲覧に供~~するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第37条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第5号の書類に記載するものとする。

~~(株式(出資)の議決権の行使)~~

~~第38条 本会が保有する株式(出資)について、その株式(出資)の発行会社に対して株主等としての権利を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事総数(理事現在数)の3分の2以上の承認を要する。~~

- ~~(5) 配当の受領~~
- ~~(6) 無償新株式~~
- ~~(7) 株主配当増資への応募~~
- ~~(8) 株主宛配付書類の受領~~

第8章 支部

(支部)

~~第39~~38条 本会は、理事会の決議によって熊本県内の必要な地域に支部を置くことができる。

2 支部の任務、設置地域及び運用に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第9章 委員会及び部会

(委員会及び部会)

~~第40~~39条 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により、委員会及び部会を設置することができる。

2 委員会及び部会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任し、会長が委嘱する。

- 3 委員会及び部会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

- 第4-1-4-0条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第4-2-4-1条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

- 第4-3-4-2条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

~~(公益認定の取消し等に伴う贈与)~~

- ~~第4-4条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。~~

~~(残余財産の帰属)~~

- ~~第4-5条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。~~

- 第4-3条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第~~4-6~~44条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

~~1~~ この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会の最初の会長は、別表1のとおりとする。

~~3~~ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 社団法人熊本県建築士会の定款は、前項に定める解散の登記の日に廃止する。

別表 1 附則（附則 2 関係）

役員	氏名
会長（代表理事）	

4. 規約の変更の案

公益社団法人

H 2 4 . 5 . 2 5 (金) 通常総会提出案

規約項目一覧 A5

第1章 会員

- 第1条 入会
- 第2条 退会
- 第3条 会員資格の喪失
- 第4条 再入会
- 第5条 入会金
- 第6条 会費

第2章 支部

- 第7条 支部の任務
- 第8条 支部の設置及び地域
- 第9条 支部への所属
- 第10条 支部規定
- 第11条 支部の収入及び支部還付金
- 第12条 事業年度
- 第13条 事業報告及び決算
- 第14条 支部の廃止

第3章 委員会及び部会

- 第15条 委員会及び部会
- 第16条 委員会及び部会の廃止
- 第17条 特別委員会

第4章 業務執行理事

- 第18条 職務

第5章 予算及び経理

- 第19条 担当理事
- 第20条 予算の流用
- 第21条 一時借入金
- 第22条 予備費

附則

- 1
- 2

公益社団法人 熊本県建築士会規約の変更の案 A 5

第1章 会員

(入会)

第1条 公益社団法人熊本県建築士会（以下「本会」という。）に入会する者は、別紙第1号様式による入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 入会申込書記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく別紙第2号様式により変更届を本会に提出しなければならない。

(退会)

第2条 本会を退会しようとする者は、別紙第3号様式の退会届を本会に提出しなければならない。

(会員資格の喪失)

第3条 定款第10条第1号の支払い義務を履行しなかったときは、その期間を2年以上履行しなかったときとする。ただし、やむを得ない理由があると認められた場合は、理事会の決議によりその期間を延長することができる。

(再入会)

第4条 年会費等経費の支払義務を履行せず会員資格を喪失した者は、当該支払い義務を履行しない限り、再入会を認めない。

2 除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後5年間は再入会を認めない。

3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があると認められた場合は、理事会の決議によりその期間を短縮することができる。

(入会金)

第5条 会員になった時の入会金は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 3,000円
- (2) 準会員 3,000円
- (3) 賛助会員 免除
- (4) 特別会員 免除

2 会員が退会又は除名等で会員資格を喪失した場合は、既納の入会金は返却しない。

3 会務運営上必要と認められた場合は、理事会の決議を経て入会金を免除することができる。

(会費)

第6条 本会の年会費（会費）は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 14,400円
- (2) 準会員 6,000円
- (3) 賛助会員 20,000円
- (4) 特別会員 免除

2 会費は、当該年度の4月30日までに本会に納入しなければならない。

ただし、やむを得ない事情がある場合は会長の認めるところにより、会費を分割して納入することができる。

3 新たに入会した者は、入会した月から月割りで会費を納入するものとする。

4 正会員としての在会年数が10年を越え、かつ満年齢が75歳に達した者は、会費を免除することができる。

5 会員が退会又は除名等で会員資格を喪失した場合、既納の会費は返却しない。

- 6 会員が、会費の納入を1年以上滞納した場合、本会の会誌「建築士」及び「建築士くまもと」等の当該会員への発送を止めることができる。

第2章 支部

(支部の任務)

- 第7条 支部は、本会の目的及び事業を支部地域において推進するため必要な事業を行う。

(支部の設置及び地域)

- 第8条 理事会の決議によって、正会員の人数が30人以上在住する地域には、支部を設置することができる。また、特別の事情がある場合においては理事会の決議を経て支部を設置することができる。

- 2 前項の支部の地域は次のとおりとする。

- (1) 山鹿支部は、山鹿市及び旧植木町の地域とする。
- (2) 菊池支部は、菊池市及び合志市の地域とする。
- (3) 上益城支部は、上益城の地域とする。
- (4) あらたま支部は、荒尾市、玉名市及び玉名郡の地域とする。
- (5) 八代支部は、八代市及び八代郡の地域とする。
- (6) 人吉支部は、人吉市及び球磨郡の地域とする。
- (7) 水俣芦北支部は、水俣市及び芦北郡の地域とする。
- (8) 阿蘇支部は、阿蘇市及び阿蘇郡（西原村を除く）の地域とする。
- (9) 宇城支部は、宇土市、宇城市、旧城南町、旧富合町及び下益城郡の地域とする。
- (10) 天草支部は、天草市（牛深地区を除く）、上天草市及び天草郡の地域とする。
- (11) 牛深支部は、天草市牛深地区の地域とする。
- (12) 熊本東支部は、菊池郡大津町、菊陽町及び阿蘇郡西原村の地域とする。

(支部への所属)

- 第9条 支部地域内に在住する本会の会員は、その支部に属するものとする。

(支部規定)

- 第10条 支部の会務は支部規定により運用し、支部規定には次の事項を規定しなければならない。

- (1) 支部の名称
- (2) 支部の事務所の所在地
- (3) 支部の地域
- (4) 支部の事業
- (5) 支部の総会及び役員に関する事項
- (6) その他必要な事項

- 2 支部規定の変更は、理事会の承認を得なければならない。

(支部の収入及び支部還付金)

- 第11条 支部の経費は、支部還付金、支部会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

- 2 支部還付金は、その年度内に納入された当該支部に属する会員の会費に対するものとし、その額は正会員会費の30%とする。

(事業年度)

第12条 支部の会計年度は、本会の会計年度に準ずる。

(事業報告及び決算)

第13条 支部長は、毎事業年度の開始の日の3日前までに次年度の事業計画及び収支予算を、また、本会の定時総会開催の2週間前までに前年度事業報告及び収支決算報告を本会に提出しなければならない。

(支部の廃止)

第14条 支部は、理事会の決議を経て廃止することができる。

第3章 委員会及び部会

(委員会及び部会)

第15条 理事会の決議により次の委員会及び部会を設ける。

(1) 総務委員会

- 一 企画運営に関する事項
- 二 会員増強に関する事項
- 三 建築行政協力に関する事項
- 四 建築士試験業務の受託事業に関する事項
- 五 渉外、広報に関する事項
- 六 災害に備えての県下一円の組織づくりに関する事項
- 七 表彰及び慶弔に関する事項
- 八 会員作品展推薦に関する事項
- 九 会館の管理及び運営に関する事項
- 十 定款、規約改正に関する事項
- 十一 事務局運営に関する事項
- 十二 「建築士の日」の事業の企画運営に関する事項
- 十三 他の委員会に属さない事項

(2) 財務委員会

- 一 収入支出等、財務の管理に関する事項
- 二 会費に関する事項

(3) 研修委員会

- 一 建築士法による定期講習に関する事項
- 二 講演会、講習会、研修会の開催等建築士の資質及び技能向上に関する事項
- 三 設計協議に関する事項

(4) 交流委員会

- 一 親睦ソフトボール大会、趣味の会等、会員の親睦に関する事項
- 二 建築物の現場見学会に関する事項
- 三 国際交流に関する事項

(5) 編集委員会

- 一 会報等の編集及び発行に関する事項
- 二 編集委員会で広報上企画された事項

(6) 法令委員会

- 一 建築士法、建築基準法等に関する講習会の実施
- 二 会員への関係法令の周知徹底及び情報伝達に関する事項
- 三 法令条例等に関する建築行政と会員との意見交換会に関する事項

(7) 調査研究委員会

- 一 建築物等の調査研究に関する事項
- 二 建築に関する情報収集に関する事項

- 三 環境問題に関する事項
 - (8) まちづくり委員会
 - 一 まちづくり運動の企画、地域における運動の支援推進及び情報交流の実施に関する事項
 - 二 都市防災等の調査研究に関する事項
 - (9) 試験委員会
 - 一 建築士受験の受験申込みに関わる受付審査に関する事項
 - 二 建築士試験監理に関する事項
 - (10) CPD・専攻建築士制度運営委員会
 - 一 CPD・専攻建築士制度の促進・普及活動に関する事項
 - 二 建築士会における制度立ち上げ支援に関する事項
 - 三 審査基準、認定・登録基準及び登録更新等に関する事項
 - 四 専攻領域及び専門分野の検討並びに基準に関する事項
 - 五 登録証及び登録証カードの発行に関する事項
 - 六 本会及び建築士会相互の情報伝達並びに調整に関する事項
 - 七 CPD・専攻建築士の登録及びその管理に関する事項
 - 八 その他、この制度に関し必要な事項
 - (11) 青年部会
 - 一 「建築士の日」の事業の企画運営に関する事項
 - 二 会員増強に関する事項
 - 三 団体及び会員相互の交流並びに組織強化の推進に関する事項
 - 四 メルマガ・HPによる情報提供
 - 五 講習会・セミナー等の実施
 - 六 他団体との交流事業
 - (12) 女性部会
 - 一 居住環境等に関する事項
 - 二 住宅建築相談に関する事項
- 2 委員会及び部会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任し会長が委嘱する。
 - 3 委員会及び部会の委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし再任を妨げない。
 - 4 補欠として選任された委員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 5 委員会及び部会を開催したときは、委員会及び部会において議事録を作成しなければならない。

(委員会及び部会の廃止)

第16条 委員会及び部会は、理事会の決議を経て廃止することができる。

(特別委員会)

第17条 本会に理事会の決議により特別委員会を設けることができる。

- 2 特別委員会の運営については、その目的、内容、設置期間、運営方針を定め、理事会の承認を経なければならない。
- 3 特別委員会の委員は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- 4 特別委員会がその目的を終了した時は、報告書を作成し理事会の承認を経なければならない。

第4章 業務執行理事

(職務)

第18条 副会長及び常務理事の業務執行理事は、理事会の決議により委員会（特

- 別委員会を含む)及び部会を分担し担当する。
- 2 業務執行理事は、委員会(特別委員会を含む)及び部会の委員長又は部会長を兼務することができる。

第5章 予算及び経理

(担当理事)

- 第19条 予算に関する収入及び支出は、財務を担当する業務執行理事がこれを担当する。

(予算の流用)

- 第20条 予算の流用については、理事会の承認を経てこれを支出することができる。

(一時借入金)

- 第21条 予算の執行上必要がある時は、理事会の議決を経て一時借入をすることができる。

- 2 一時借入金は当該年度の収入でこれを償還しなければならない。

(予備費)

- 第22条 予算外に生じた臨時的費用にあてるため予備費を設けることができる。

- 2 予備費は理事会の承認を経てこれを支出することができる。

附則

- 1 この規約は、平成 年 月 日から施行する。
- 2 この規約の改廃については、理事会の決議を経なければならない。

平成13年4月1日改訂

平成18年5月27日改訂

平成20年5月26日改訂

平成 年 月 日改訂

5. 規約の変更の案

一般社団法人

一般社団法人 熊本県建築士会規約の変更の案 D 1

第1章 会員

(入会)

第1条 一般社団法人熊本県建築士会（以下「本会」という。）に入会する者は、別紙第1号様式による入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 入会申込書記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく別紙第2号様式により変更届を本会に提出しなければならない。

(退会)

第2条 本会を退会しようとする者は、別紙第3号様式の退会届を本会に提出しなければならない。

(会員資格の喪失)

第3条 定款第10条第1号の支払い義務を履行しなかったときは、その期間を2年以上履行しなかったときとする。ただし、やむを得ない理由があると認められた場合は、理事会の決議によりその期間を延長することができる。

(再入会)

第4条 年会費等経費の支払義務を履行せず会員資格を喪失した者は、当該支払い義務を履行しない限り、再入会を認めない。

2 除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後5年間は再入会を認めない。

3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があると認められた場合は、理事会の決議によりその期間を短縮することができる。

(入会金)

第5条 会員になった時の入会金は、次のとおりとする。

(5) 正会員 3,000円

(6) 準会員 3,000円

(7) 賛助会員 免除

(8) 特別会員 免除

2 会員が退会又は除名等で会員資格を喪失した場合は、既納の入会金は返却しない。

3 会務運営上必要と認められた場合は、理事会の決議を経て入会金を免除することができる。

(会費)

第6条 本会の年会費(会費)は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 14,400円
- (2) 準会員 6,000円
- (3) 賛助会員 20,000円
- (4) 特別会員 免除

2 会費は、当該年度の4月30日までに本会に納入しなければならない。

ただし、やむを得ない事情がある場合は会長の認めるところにより、会費を分割して納入することができる。

3 新たに入会した者は、入会した月から月割りで会費を納入するものとする。

4 正会員としての在会年数が10年を越え、かつ満年齢が75歳に達した者は、会費を免除することができる。

5 会員が退会又は除名等で会員資格を喪失した場合、既納の会費は返却しない。

6 会員が、会費の納入を1年以上滞納した場合、本会の会誌「建築士」及び「建築士くまもと」等の当該会員への発送を止めることができる。

第2章 支部

(支部の任務)

第7条 支部は、本会の目的及び事業を支部地域において推進するため必要な事業を行う。

(支部の設置及び地域)

第8条 理事会の決議によって、正会員の人数が30人以上在住する地域には、支部を設置することができる。また、特別の事情がある場合においては理事会の決議を経て支部を設置することができる。

2 前項の支部の地域は次のとおりとする。

- (1) 山鹿支部は、山鹿市及び旧植木町の地域とする。
- (2) 菊池支部は、菊池市及び合志市の地域とする。
- (3) 上益城支部は、上益城の地域とする。
- (4) あらたま支部は、荒尾市、玉名市及び玉名郡の地域とする。
- (5) 八代支部は、八代市及び八代郡の地域とする。
- (6) 人吉支部は、人吉市及び球磨郡の地域とする。
- (7) 水俣芦北支部は、水俣市及び芦北郡の地域とする。
- (8) 阿蘇支部は、阿蘇市及び阿蘇郡(西原村を除く)の地域とする。
- (9) 宇城支部は、宇土市、宇城市、旧城南町、旧富合町及び下益城郡の地域とする。
- (10) 天草支部は、天草市(牛深地区を除く)、上天草市及び天草郡の地域と

する。

(11) 牛深支部は、天草市牛深地区の地域とする。

(12) 熊本東支部は、菊池郡大津町、菊陽町及び阿蘇郡西原村の地域とする。

(支部への所属)

第9条 支部地域内に在住する本会の会員は、その支部に属するものとする。

(支部規定)

第10条 支部の会務は支部規定により運用し、支部規定には次の事項を規定しなければならない。

(1) 支部の名称

(2) 支部の事務所の所在地

(3) 支部の地域

(4) 支部の事業

(5) 支部の総会及び役員に関する事項

(6) その他必要な事項

2 支部規定の変更は、理事会の承認を得なければならない。

(支部の収入及び支部還付金)

第11条 支部の経費は、支部還付金、支部会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

2 支部還付金は、その年度内に納入された当該支部に属する会員の会費に対するものとし、その額は正会員会費の30%とする。

(事業年度)

第12条 支部の会計年度は、本会の会計年度に準ずる。

(事業報告及び決算)

第13条 支部長は、毎事業年度の開始の日の3日前までに次年度の事業計画及び収支予算を、また、本会の定時総会開催の2週間前までに前年度事業報告及び収支決算報告を本会に提出しなければならない。

(支部の廃止)

第14条 支部は、理事会の決議を経て廃止することができる。

第4章 委員会及び部会

(委員会及び部会)

第15条 理事会の決議により次の委員会及び部会を設ける。

(1) 総務委員会

- 一 企画運営に関する事項
- 二 会員増強に関する事項
- 三 建築行政協力に関する事項
- 四 建築士試験業務の受託事業に関する事項
- 五 渉外、広報に関する事項
- 六 災害に備えての県下一円の組織づくりに関する事項
- 七 表彰及び慶弔に関する事項
- 八 会員作品展推薦に関する事項
- 九 会館の管理及び運営に関する事項
- 十 定款、規約改正に関する事項
- 十一 事務局運営に関する事項
- 十二 「建築士の日」の事業の企画運営に関する事項
- 十三 他の委員会に属さない事項

(2) 財務委員会

- 一 収入支出等、財務の管理に関する事項
- 二 会費に関する事項

(3) 研修委員会

- 一 建築士法による定期講習に関する事項
- 二 講演会、講習会、研修会の開催等建築士の資質及び技能向上に関する事項
- 三 設計協議に関する事項

(4) 交流委員会

- 一 親睦ソフトボール大会、趣味の会等、会員の親睦に関する事項
- 二 建築物の現場見学会に関する事項
- 三 国際交流に関する事項

(5) 編集委員会

- 一 会報等の編集及び発行に関する事項
- 二 編集委員会で広報上企画された事項

(6) 法令委員会

- 一 建築士法、建築基準法等に関する講習会の実施
- 二 会員への関係法令の周知徹底及び情報伝達に関する事項
- 三 法令条例等に関する建築行政と会員との意見交換会に関する事項

(7) 調査研究委員会

- 一 建築物等の調査研究に関する事項
- 二 建築に関する情報収集に関する事項
- 三 環境問題に関する事項

(8) まちづくり委員会

- 一 まちづくり運動の企画、地域における運動の支援推進及び情報交流の実施に関する事項
 - 二 都市防災等の調査研究に関する事項
- (9) 試験委員会
- 一 建築士受験の受験申込みに関わる受付審査に関する事項
 - 二 建築士試験監理に関する事項
- (10) CPD・専攻建築士制度運営委員会
- 一 CPD・専攻建築士制度の促進・普及活動に関する事項
 - 二 建築士会における制度立ち上げ支援に関する事項
 - 三 審査基準、認定・登録基準及び登録更新等に関する事項
 - 四 専攻領域及び専門分野の検討並びに基準に関する事項
 - 五 登録証及び登録証カードの発行に関する事項
 - 六 本会及び建築士会相互の情報伝達並びに調整に関する事項
 - 七 CPD・専攻建築士の登録及びその管理に関する事項
 - 八 その他、この制度に関し必要な事項
- (11) 青年部会
- 一 「建築士の日」の事業の企画運営に関する事項
 - 二 会員増強に関する事項
 - 三 団体及び会員相互の交流並びに組織強化の推進に関する事項
 - 四 メルマガ・HPによる情報提供
 - 五 講習会・セミナー等の実施
 - 六 他団体との交流事業
- (12) 女性部会
- 一 居住環境等に関する事項
 - 二 住宅建築相談に関する事項
- 2 委員会及び部会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任し会長が委嘱する。
- 3 委員会及び部会の委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし再任を妨げない。
- 4 補欠として選任された委員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 委員会及び部会を開催したときは、委員会及び部会において議事録を作成しなければならない。

(委員会及び部会の廃止)

第16条 委員会及び部会は、理事会の決議を経て廃止することができる。

(特別委員会)

第17条 本会に理事会の決議により特別委員会を設けることができる。

- 2 特別委員会の運営については、その目的、内容、設置期間、運営方針を定め、理事会の承認を経なければならない。
- 3 特別委員会の委員は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- 4 特別委員会がその目的を終了した時は、報告書を作成し理事会の承認を経なければならない。

第4章 業務執行理事

(職務)

- 第18条 副会長及び常務理事の業務執行理事は、理事会の決議により委員会（特別委員会を含む）及び部会を分担し担当する。
- 2 業務執行理事は、委員会（特別委員会を含む）及び部会の委員長又は部会長を兼務することができる。

第5章 予算及び経理

(担当理事)

- 第19条 予算に関する収入及び支出は、財務を担当する業務執行理事がこれを担当する。

(予算の流用)

- 第20条 予算の流用については、理事会の承認を経てこれを支出することができる。

(一時借入金)

- 第21条 予算の執行上必要がある時は、理事会の議決を経て一時借入をすることができる。
- 2 一時借入金は当該年度の収入でこれを償還しなければならない。

(予備費)

- 第22条 予算外に生じた臨時的費用にあてるため予備費を設けることができる。
- 2 予備費は理事会の承認を経てこれを支出することができる。

附則

- 1 この規約は、平成 年 月 日から施行する。
- 2 この規約の改廃については、理事会の決議を経なければならない。

平成 13 年 4 月 1 日改訂

平成 18 年 5 月 27 日改訂

平成 20 年 5 月 26 日改訂

平成 年 月 日改訂

参考 支部会費

支 部	会 費
あらたま支部	5, 200円
山鹿支部	3, 600円
菊池支部	3, 600円
阿蘇支部	3, 600円
上益城支部	3, 600円
宇城支部	2, 600円
熊本東支部	2, 000円
八代支部	4, 200円
人吉支部	1, 600円
水俣芦北支部	5, 600円
天草支部	3, 000円
牛深支部	600円

6. 規約の変更の案 変更履歴

公益社団法人 → 一般社団法人

公益一般社団法人 熊本県建築士会規約の変更の案 D1

第1章 会員

(入会)

第1条 公益一般社団法人熊本県建築士会（以下「本会」という。）に入会する者は、別紙第1号様式による入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 入会申込書記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく別紙第2号様式により変更届を本会に提出しなければならない。

(退会)

第2条 本会を退会しようとする者は、別紙第3号様式の退会届を本会に提出しなければならない。

(会員資格の喪失)

第3条 定款第10条第1号の支払い義務を履行しなかったときは、その期間を2年以上履行しなかったときとする。ただし、やむを得ない理由があると認められた場合は、理事会の決議によりその期間を延長することができる。

(再入会)

第4条 年会費等経費の支払義務を履行せず会員資格を喪失した者は、当該支払い義務を履行しない限り、再入会を認めない。

2 除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後5年間は再入会を認めない。

3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があると認められた場合は、理事会の決議によりその期間を短縮することができる。

(入会金)

第5条 会員になった時の入会金は、次のとおりとする。

(9) 正会員 3,000円

(10) 準会員 3,000円

(11) 賛助会員 免除

(12) 特別会員 免除

2 会員が退会又は除名等で会員資格を喪失した場合は、既納の入会金は返却しない。

- 3 会務運営上必要と認められた場合は、理事会の決議を経て入会金を免除することができる。

(会費)

第6条 本会の年会費(会費)は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 14,400円
- (2) 準会員 6,000円
- (3) 賛助会員 20,000円
- (4) 特別会員 免除

- 2 会費は、当該年度の4月30日までに本会に納入しなければならない。
ただし、やむを得ない事情がある場合は会長の認めるところにより、会費を分割して納入することができる。
- 3 新たに入会した者は、入会した月から月割りで会費を納入するものとする。
- 4 正会員としての在会年数が10年を越え、かつ満年齢が75歳に達した者は、会費を免除することができる。
- 5 会員が退会又は除名等で会員資格を喪失した場合、既納の会費は返却しない。
- 6 会員が、会費の納入を1年以上滞納した場合、本会の会誌「建築士」及び「建築士くまもと」等の当該会員への発送を止めることができる。

第2章 支部

(支部の任務)

第7条 支部は、本会の目的及び事業を支部地域において推進するため必要な事業を行う。

(支部の設置及び地域)

第8条 理事会の決議によって、正会員の人数が30人以上在住する地域には、支部を設置することができる。また、特別の事情がある場合においては理事会の決議を経て支部を設置することができる。

- 2 前項の支部の地域は次のとおりとする。
 - (1) 山鹿支部は、山鹿市及び旧植木町の地域とする。
 - (2) 菊池支部は、菊池市及び合志市の地域とする。
 - (3) 上益城支部は、上益城の地域とする。
 - (4) あらたま支部は、荒尾市、玉名市及び玉名郡の地域とする。
 - (5) 八代支部は、八代市及び八代郡の地域とする。
 - (6) 人吉支部は、人吉市及び球磨郡の地域とする。
 - (7) 水俣芦北支部は、水俣市及び芦北郡の地域とする。
 - (8) 阿蘇支部は、阿蘇市及び阿蘇郡(西原村を除く)の地域とする。

- (9) 宇城支部は、宇土市、宇城市、旧城南町、旧富合町及び下益城郡の地域とする。
- (10) 天草支部は、天草市（牛深地区を除く）、上天草市及び天草郡の地域とする。
- (11) 牛深支部は、天草市牛深地区の地域とする。
- (12) 熊本東支部は、菊池郡大津町、菊陽町及び阿蘇郡西原村の地域とする。

（支部への所属）

第9条 支部地域内に在住する本会の会員は、その支部に属するものとする。

（支部規定）

第10条 支部の会務は支部規定により運用し、支部規定には次の事項を規定しなければならない。

- (1) 支部の名称
- (2) 支部の事務所の所在地
- (3) 支部の地域
- (4) 支部の事業
- (5) 支部の総会及び役員に関する事項
- (6) その他必要な事項

2 支部規定の変更は、理事会の承認を得なければならない。

（支部の収入及び支部還付金）

第11条 支部の経費は、支部還付金、支部会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

2 支部還付金は、その年度内に納入された当該支部に属する会員の会費に対するものとし、その額は正会員会費の30%とする。

（事業年度）

第12条 支部の会計年度は、本会の会計年度に準ずる。

（事業報告及び決算）

第13条 支部長は、毎事業年度の開始の日の3日前までに次年度の事業計画及び収支予算を、また、本会の定時総会開催の2週間前までに前年度事業報告及び収支決算報告を本会に提出しなければならない。

（支部の廃止）

第14条 支部は、理事会の決議を経て廃止することができる。

第5章 委員会及び部会

(委員会及び部会)

第15条 理事会の決議により次の委員会及び部会を設ける。

(1) 総務委員会

- 一 企画運営に関する事項
- 二 会員増強に関する事項
- 三 建築行政協力に関する事項
- 四 建築士試験業務の受託事業に関する事項
- 五 渉外、広報に関する事項
- 六 災害に備えての県下一円の組織づくりに関する事項
- 七 表彰及び慶弔に関する事項
- 八 会員作品展推薦に関する事項
- 九 会館の管理及び運営に関する事項
- 十 定款、規約改正に関する事項
- 十一 事務局運営に関する事項
- 十二 「建築士の日」の事業の企画運営に関する事項
- 十三 他の委員会に属さない事項

(2) 財務委員会

- 一 収入支出等、財務の管理に関する事項
- 二 会費に関する事項

(3) 研修委員会

- 一 建築士法による定期講習に関する事項
- 二 講演会、講習会、研修会の開催等建築士の資質及び技能向上に関する事項
- 三 設計協議に関する事項

(4) 交流委員会

- 一 親睦ソフトボール大会、趣味の会等、会員の親睦に関する事項
- 二 建築物の現場見学会に関する事項
- 三 国際交流に関する事項

(5) 編集委員会

- 一 会報等の編集及び発行に関する事項
- 二 編集委員会で広報上企画された事項

(6) 法令委員会

- 一 建築士法、建築基準法等に関する講習会の実施
- 二 会員への関係法令の周知徹底及び情報伝達に関する事項
- 三 法令条例等に関する建築行政と会員との意見交換会に関する事項

(7) 調査研究委員会

- 一 建築物等の調査研究に関する事項

- 二 建築に関する情報収集に関する事項
 - 三 環境問題に関する事項
 - (8) まちづくり委員会
 - 一 まちづくり運動の企画、地域における運動の支援推進及び情報交流の実施に関する事項
 - 二 都市防災等の調査研究に関する事項
 - (9) 試験委員会
 - 一 建築士受験の受験申込みに関わる受付審査に関する事項
 - 二 建築士試験監理に関する事項
 - (10) CPD・専攻建築士制度運営委員会
 - 一 CPD・専攻建築士制度の促進・普及活動に関する事項
 - 二 建築士会における制度立ち上げ支援に関する事項
 - 三 審査基準、認定・登録基準及び登録更新等に関する事項
 - 四 専攻領域及び専門分野の検討並びに基準に関する事項
 - 五 登録証及び登録証カードの発行に関する事項
 - 六 本会及び建築士会相互の情報伝達並びに調整に関する事項
 - 七 CPD・専攻建築士の登録及びその管理に関する事項
 - 八 その他、この制度に関し必要な事項
 - (11) 青年部会
 - 一 「建築士の日」の事業の企画運営に関する事項
 - 二 会員増強に関する事項
 - 三 団体及び会員相互の交流並びに組織強化の推進に関する事項
 - 四 メルマガ・HPによる情報提供
 - 五 講習会・セミナー等の実施
 - 六 他団体との交流事業
 - (12) 女性部会
 - 一 居住環境等に関する事項
 - 二 住宅建築相談に関する事項
- 2 委員会及び部会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任し会長が委嘱する。
- 3 委員会及び部会の委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし再任を妨げない。
- 4 補欠として選任された委員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 委員会及び部会を開催したときは、委員会及び部会において議事録を作成しなければならない。

(委員会及び部会の廃止)

第16条 委員会及び部会は、理事会の決議を経て廃止することができる。

(特別委員会)

第17条 本会に理事会の決議により特別委員会を設けることができる。

2 特別委員会の運営については、その目的、内容、設置期間、運営方針を定め、理事会の承認を経なければならない。

3 特別委員会の委員は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

4 特別委員会がその目的を終了した時は、報告書を作成し理事会の承認を経なければならない。

第4章 業務執行理事

(職務)

第18条 副会長及び常務理事の業務執行理事は、理事会の決議により委員会（特別委員会を含む）及び部会を分担し担当する。

2 業務執行理事は、委員会（特別委員会を含む）及び部会の委員長又は部会長を兼務することができる。

第5章 予算及び経理

(担当理事)

第19条 予算に関する収入及び支出は、財務を担当する業務執行理事がこれを担当する。

(予算の流用)

第20条 予算の流用については、理事会の承認を経てこれを支出することができる。

(一時借入金)

第21条 予算の執行上必要がある時は、理事会の議決を経て一時借入をすることができる。

2 一時借入金は当該年度の収入でこれを償還しなければならない。

(予備費)

第22条 予算外に生じた臨時的費用にあてるため予備費を設けることができる。

2 予備費は理事会の承認を経てこれを支出することができる。

附則

- 1 この規約は、平成 年 月 日から施行する。
- 2 この規約の改廃については、理事会の決議を経なければならない。

平成 13 年 4 月 1 日改訂

平成 18 年 5 月 27 日改訂

平成 20 年 5 月 26 日改訂

平成 年 月 日改訂

参考 支部会費

支 部	会 費
あらたま支部	5, 200円
山鹿支部	3, 600円
菊池支部	3, 600円
阿蘇支部	3, 600円
上益城支部	3, 600円
宇城支部	2, 600円
熊本東支部	2, 000円
八代支部	4, 200円
人吉支部	1, 600円
水俣芦北支部	5, 600円
天草支部	3, 000円
牛深支部	600円